

保育・教育施設向け園マニュアル作成例付き 「児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」 を策定しました

令和3年7月に福岡県、令和4年9月に静岡県において、送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。保育・教育施設において、児童の安全は常に確保されていなければならない、安全管理は重要な業務です。

これらの事案を受けて、横浜市として児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインを参考として、市内の保育・教育施設が、児童の車両送迎に係る安全管理について再点検し、職員間で話し合い、園の実情に合わせた園ごとのマニュアルを整備し、児童の安全な送迎を確保できるよう支援します。

概要

- 1 送迎開始の手続き等（実費徴収、許可申請、安全運転管理者）
- 2 車両送迎の運行計画等（運行体制・運休基準、車両の安全点検、欠席連絡の確認・共有）
- 3 運行当日の安全管理（乗車前の準備、乗降確認、安全確認、遅延時等の対応）
- 4 園到着後の園児の保育への引継ぎ
- 5 送迎後の確認
- 6 事故・災害発生時の対応
- 7 登降園管理システムと等の運用
- 8 車両送迎の安全管理マニュアル作成例（※1）

※1 各園で速やかにマニュアルを整備できるよう、作成例を添付しました

9月に横浜市が実施した緊急アンケートでは、園バスを所有する園の約3割で、現在、マニュアルが整備されていない（※2）ことが判明しました。そのため、作成例を添付することで、各園でのマニュアル作成を支援し、児童の安全な送迎につなげていきます。

※2 マニュアルが「ない」又は「現在作成中」と回答した園の合計

ガイドラインは、横浜市ホームページからダウンロードできます。

本日（10月7日）付けで、市内の保育・教育施設に送付しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/basu.html>

お問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課担当課長 真舘 裕子 Tel 045-671-2386